

共助会退職共済制度の会計処理の手引

～社会福祉法人会計基準省令対応版～

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会

◆はじめに◆

平成28年3月31日、厚生労働省より「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日・厚生労働省令第79号）が発出され、すべての社会福祉法人において平成28年4月1日より適用することとされました。

これに伴い、社会福祉法人会計基準における退職共済制度の具体的な取扱いについても明示され、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日 雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号／厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知）の「社会福祉法人会計基準の適用上の留意事項 21-(3)-ア 都道府県等が実施する退職共済制度の会計処理・共済契約者である社会福祉法人」として統一が図られることになりました。

共助会が実施する退職共済制度に係る会計処理つきましても、社会福祉法人会計基準のもとでは、上記「都道府県等が実施する退職共済制度の会計処理」に、なお書きで簡便的な方法として示されている「社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額の退職給付引当金を計上する方法」によって会計処理を行うこととなります。

なお、勘定科目名や仕訳方法は社会福祉法人会計基準で示された方法によりますが、税務上の要請からこれまでもお示してきた会計処理の趣旨及び考え方（施設負担の掛金は施設の資産として計上、会員の退職時に資産の取崩しを行って施設の退職金として支払う）については変更ありませんので、念のため申し添えいたします。

◆本手引について◆

当会では、厚生労働省より発出された社会福祉法人会計基準省令及び関連通知等並びに「非営利法人委員会研究資料第5号 社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ & A」（平成24年7月18日（平成31年3月27日一部改正）公認会計士協会）に示された取扱いをもとに、「社会福祉法人会計基準」による共助会退職共済制度に係る一般的な会計処理について手引としてまとめました。

●凡例

事例で示している仕訳の表記のうち〔 〕で囲んだ勘定科目は、上段で示した事業活動計算書または貸借対照表の勘定科目により仕訳を行うと同時に資金収支計算書においても仕訳が必要な勘定科目を示しています（下記①）。

また、〔 〕内が「-」の場合は、上段で示した事業活動計算書または貸借対照表の勘定科目により仕訳を行っても資金収支計算書では仕訳を行う必要がないことを示しています（下記②）。

(借方)	退職給付引当金	XXX,XXX	(貸方)	退職給付引当資産	XXX,XXX
①	〔退職給付支出〕			〔退職給付引当資産取崩収入〕	
(借方)	退職給付引当金	XXX,XXX	(貸方)	退職給付引当資産	XXX,XXX
②	〔 - 〕			〔 - 〕	

なお、事例で示した金額は会計処理をわかりやすく説明するために使用したもので、実際の給付率等とは一切関係ありません。

◆共助会退職共済掛金等の納入時の会計処理

◎給与支払時に会員（本人）負担分掛金及び会員負担金を控除した会計処理

作成日: 令和 年 月 日

掛金の2分の1(本人負担分)

掛金請求明細書

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 ㊤

令和 年 月 分の掛金について、下記の通りご請求申し上げます。

請求合計金額 **¥629,000** 振替銀行 ○○○○銀行

(借方) 現金預金	300,000	(貸方) 職員預り金	300,000
-----------	---------	------------	---------

(借方) 現金預金	24,000	(貸方) 職員預り金	24,000
-----------	--------	------------	--------

請求金額内訳

加入者	通常請求分 掛金	加入者負担金	件数	遡及請求分 掛金	加入者負担金	その他 施設・団体負担金
	600,000	24,000				5,000

◎「掛金請求明細書」の請求合計金額（給与支払時に控除した会員（本人）負担分掛金及び会員負担金、並びに施設負担分掛金及び施設負担金の合計額）を納入時の会計処理

対象加入者明細

加入者	性別	掛金	加入者負担金	遡及掛金	遡及負担金	請求金額	職種
XXXXX-○○ ○○		18,000	720			18,720	
XXXXX-○○ ○○		15,000	600			15,600	
XXXXX-○○ ○○		14,750	590			15,340	
XXXXX-○○ ○○		13,250	530			13,780	
XXXXX-○○ ○○		12,750	510			13,260	
XXXXX-○○ ○○		12,250	490			12,740	
XXXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXXX-○○ ○○						12,220	
XXXXX-○○ ○○						12,220	
XXXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	
XXXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	
XXXXX-○○ ○○		12,250	490			12,740	
XXXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXXX-○○ ○○		12,000	480			12,480	
XXXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXXX-○○ ○○		11,750	470			12,220	
XXXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXXX-○○ ○○		10,750	430			11,180	
XXXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXXX-○○ ○○		10,500	420			10,920	
XXXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXXX-○○ ○○		10,000	400			10,400	
XXXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	
XXXXX-○○ ○○		9,500	380			9,880	

(借方) 職員預り金	324,000	(貸方) 現金預金	324,000
------------	---------	-----------	---------

(借方) 退職給付引当資産	300,000	(貸方) 現金預金	300,000
[退職給付引当資産支出]			

(借方) 退職給付費用	300,000	(貸方) 退職給付引当金	300,000
[-]		[-]	

(借方) 雑費	5,000	(貸方) 現金預金	5,000
[雑支出]			

掛金の2分の1(施設負担分)

◆退職時の会計処理①：裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を上回る場合

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長

印

令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名			
勤 務 し た 施 設 ・ 団 体 名			
入 会 年 月 日		在 籍 期 間	
退 会 年 月 日			
掛 金 を 納 付 し た 期 間			
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間			
給 付 種 類	退職一時金		
計 算 基 礎			
支 給 額	2,030,000円		
送 金 予 定 日			

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
1,030,000円	1,000,000円

施 設 掛 金 累 計 額 (資産取崩)
1,000,000円

退職金から施設掛金累計額を差し引いた金額

◎共助会から退職者へ送金した日（送金予定日）に会計処理を行う方法

(借方) 退職給付引当金 1,000,000 (貸方) 退職給付引当資産 1,000,000
〔退職給付支出〕 〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 退職給付費用 30,000 (貸方) その他の収益 30,000
〔退職給付支出〕 〔雑収入〕

【参考】退職者が退職した日（退会年月日）に会計処理を行う方法

○退職者が退職した日（退会年月日）の仕訳

(借方) 未収金 1,000,000 (貸方) 退職給付引当資産 1,000,000
〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 未収金 30,000 (貸方) その他の収益 30,000
〔雑収入〕

(借方) 退職給付引当金 1,000,000 (貸方) 事業未払金 1,000,000
〔退職給付支出〕

(借方) 退職給付費用 30,000 (貸方) 事業未払金 30,000
〔退職給付支出〕

○共助会から退職者へ送金した日（送金予定日）の仕訳

(借方) 事業未払金 1,030,000 (貸方) 未収金 1,030,000

※共助会から施設へ送金する場合の会計処理につきましては上記とは異なりますので、別途、お問い合わせください。

◆退職時の会計処理②：裁定通知書の「退職金」が「施設掛金累計額」を下回る場合

(様式 第15号)

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長



令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名	
勤 務 施 設・団 体 名	
入 会 年 月 日	在 籍 期 間
退 会 年 月 日	
掛 金 を 納 付 し た 期 間	
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間	
給 付 種 類	退職一時金
計 算 基 礎	
支 給 額	1, 980, 000円
送 金 予 定 日	

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
980, 000円	1, 000, 000円

施 設 掛 金 累 計 額 (資産取崩)
1, 000, 000円

施設掛金累計額から退職金を差し引いた金額

◎共助会から退職者へ直接送金した日（送金予定日）に会計処理を行う方法

(借方) 退職給付引当金 980,000 (貸方) 退職給付引当資産 980,000
〔退職給付支出〕 〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 退職給付引当金 20,000 (貸方) 退職給付引当資産 20,000
〔 - 〕 〔 - 〕

【参考】退職者が退職した日（退会年月日）に会計処理を行う方法

○退職者が退職した日（退会年月日）の仕訳

(借方) 未収金 980,000 (貸方) 退職給付引当資産 980,000
〔退職給付引当資産取崩収入〕

(借方) 退職給付引当金 980,000 (貸方) 事業未払金 980,000
〔退職給付支出〕

(借方) 退職給付引当金 20,000 (貸方) 退職給付引当資産 20,000
〔 - 〕 〔 - 〕

○共助会から退職者へ送金した日（送金予定日）の仕訳

(借方) 事業未払金 980,000 (貸方) 未収金 980,000

※共助会から施設へ送金する場合の会計処理につきましては上記とは異なりますので、別途、お問い合わせください。

◆退職時の会計処理③：裁定通知書の「退職金」が「0円」の場合

(様式 第15号)

◎退職者が退職した日（退会年月日）、または裁定通知書の発信日の会計処理

(借方) 退職給付引当金	40,000	(貸方) 退職給付引当資産	40,000
[-]		[-]	

共 助 会 裁 定 通 知 書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長



令和 年 月 日付の退職年金等受給申請書に基づき審査した結果、
下記のとおり裁定したので通知します。

記

氏 名			
勤 務 し た 施 設 ・ 団 体 名			
入 会 年 月 日	在 籍 期 間		
退 会 年 月 日			
掛 金 を 納 付 し た 期 間			
掛 金 を 納 付 し な か っ た 期 間			
給 付 種 類	退職一時金		
計 算 基 礎			
支 給 額	0円		
送 金 予 定 日			

退 職 金 (雑費・雑収入)	本 人 掛 金
0円	40,000円

施 設 掛 金 累 計 額 (資産取崩)
40,000円

45

◆退職時の会計処理④：他法人または他施設間の転出・転入の場合

◎他法人または他施設（同一法人内の他拠点）へ転出した日の会計処理

転出側の施設

(借方) 退職給付引当金	500,000	(貸方) 退職給付引当資産	500,000
[-]		[-]	

◎他法人または他施設（同一法人内の他拠点）から転入した日の会計処理

転入側の施設

(様式 第11号)

(借方) 退職給付引当資産	500,000	(貸方) 退職給付引当金	500,000
[-]		[-]	

加入者異動承認書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会会長 印

下記の加入者が異動したことを承認します。

新 施 設	新施設・団体コード		転入年月日	
	施設・団体名			
	代表者名			

フリガナ	加入者番号	生年月日	性別	月額算定時の 標準報酬の月額	掛金 $\frac{50}{1000}$	加入者負担金 $\frac{2}{1000}$
氏名						

旧 施 設	旧施設・団体コード		転出年月日	
	施設・団体名			
	代表者名			

共助会加入日付	
施設掛金累計額	500,000円

会計処理して下さい。

【資料】旧会計基準（平成12年発出）と現行会計基準における勘定科目の違い

	旧会計基準（平成12年発出）		現行会計基準（平成28年発出）		
	大区分	中区分	部	大区分	中区分
資金収支計算書	事務費	共助会退職年金預け金支出	その他の活動による支出	積立資産支出	退職給付引当資産支出
	保育所・措置施設） 事務費	雑費			
	人件費	退職金	事業活動による支出	人件費支出	退職給付支出
	保育所・措置施設） 事務費	雑費			
	雑収入 （施設掛金累計額）	雑収入	その他の活動による収入	積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入
雑収入 （掛金累計額を上回る分）	雑収入	事業活動による収入	その他の収入	雑収入	
事業活動計算書	人件費	退職金	サービス活動増減による費用	人件費	退職給付費用
	保育所・措置施設） 事務費	雑費			
	人件費	退職給与引当金繰入	サービス活動増減による費用	人件費	退職給付費用
	雑収入 指導指針） その他の収入	雑収入	サービス活動増減による収益	その他の収益	
貸借対照表	流動負債	預り金	負債	流動負債	職員預り金
	その他の固定資産	共助会退職年金預け金	資産	その他の固定資産	退職給付引当資産
	固定負債	共助会退職給与引当金	負債	固定負債	退職給付引当金
	流動負債	未払金	負債	流動負債	事業未払金